



# 令和7年度補正予算

## 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 (屋根置き型太陽光発電設備等の導入支援)



県内中小企業等における脱炭素化、エネルギーコスト削減の取組を支援するため、屋根置き型太陽光発電設備などの導入費用を補助します。

### 1. 補助申請期間

令和8年4月15日～令和8年11月27日

※上記の受付期間内であっても、申請額が予算額に到達したときは、公募受付を終了します。

### 2. 補助対象者

- ① 県内事業者であり、中小企業者等であること
- ② 次のいずれかの条件を満たしていること
  - ・ 県事業(福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム)において、温室効果ガス排出量の削減目標を設定済みであること
  - ・ SBT 認定(中小企業版を含む)を取得済みであること。
- ③ 補助金で導入する設備を設置する事業所が、県内事業所であること。
- ④ 補助金交付申請時に、エコ事業所に登録されていること。
- ⑤ 他にも条件がありますので、詳細は公募ホームページにある交付要綱・申請の手引き等をご確認ください。



### 3. 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象設備	補助率等	補助上限
1.再生可能エネルギー設備	(1)屋根置き型太陽光発電設備(10~50kW未満)	5万円/kW(補助対象経費が5万円/kWを下回る場合は、補助対象経費の額)	250万円
2.省エネルギー設備	(2)高効率空調機器 (3)高効率給湯機器 (4)コージェネレーションシステム	補助対象経費の3分の1以内(補助対象となるのは同一年度に一設備のみ)	100万円
3.蓄電池	(5)蓄電池(20kWh以上)	補助対象経費の3分の1以内(補助対象経費の上限額は16.0万円/kWh)	533万円

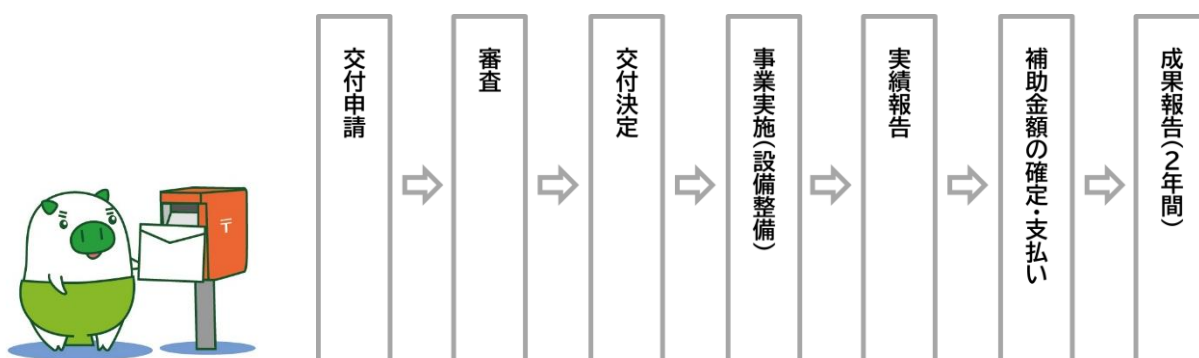
※「2.省エネルギー設備」「3.蓄電池」は、「1.再生可能エネルギー設備」と同時に導入される場合に限り補助対象となります。

#### 4. 補助対象経費

区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※補助金交付決定以前に着手した工事等に係る経費は補助対象外です。

#### 5. 補助の流れ



公募ホームページ

<https://www.ecofukuoka.jp/center/8188.html>

〈問合せ先〉

○申請について

福岡県地球温暖化防止活動推進センター（一般財団法人九州環境管理協会内）

電話相談受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 土日祝日を除く

メール: fccca@keea.or.jp TEL: 092-674-2360

○補助金制度について

福岡県 環境部 脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

メール: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 電話: 092-643-3356

本補助金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施します。